

児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当・母子父子家庭医療費助成 制度案内 (R7.7)

	支給要件	手当月額	支払方法
児童扶養手当	<p>日本国内に住所があり、次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童（一定の障がい※※があるときは、20歳未満）を監護している父、母又は養育している方に支給されます。</p> <p>《要件》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が一定の障がいにある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧ 婚姻しないで生まれた児童 <p>次のような場合、手当は支給されません。</p> <p>児童が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父又は母の死亡について支給される一定額以上の公的年金給付を受けられることができるとき。 ・労働基準法等の規定による一定額以上の遺族補償を受けられることができるとき。 ・父又は母に支給される公的年金給付の、一定額以上の加算の対象となっているとき。 <p>受給資格者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の公的年金給付を受けられることができるとき。（老齢福祉年金を除く。） <p>※児童又は受給者が公的年金を受け取ることができるようになった場合は、おやこ応援課での手続きが必要となりますので、早急にご連絡ください。</p>	<p>◆児童1人のとき</p> <p>全額支給 46,690円</p> <p>一部支給 46,680円～11,010円</p> <p>◆児童2人以上のとき(第2子以降加算額)</p> <p>全額支給 11,030円</p> <p>一部支給 11,020円～5,520円</p> <p>◎前年の消費者物価指数や年金法の改正による改定の可能性があります。</p> <p>◎受給者または扶養義務者（同居の実父母、実祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、子、孫、ひ孫）の所得が一定額以上ある場合は、手当の全額または一部が支給停止になります。</p> <p>●手当は原則支給開始から5～8年経過したときに半額になりますが、就業中等の証明を提出することにより、半額となりません。（該当者には、個別で通知します。）</p>	<p>◆支給開始</p> <p>認定の請求をした月の翌月分から支給します。</p> <p>※愛知県遺児手当のみ認定請求をした月から支給</p> <p>◆支払月</p> <p>奇数月に年6回、支払月の前月までの2か月分を支払います。</p> <p>◆支払方法</p> <p>申請者名義の口座に振込</p>
愛知県遺児手当	<p>県内に住所があり、要件（児童扶養手当の要件と同じ）にあてはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童を監護・養育している方に支給されます。</p> <p>※児童又は受給者が公的年金を受け取ることができる場合は、手当は支給されません。</p>	<p>1年目から3年目（3年間）</p> <p>児童1人 4,350円</p> <p>4年目から5年目（2年間）</p> <p>児童1人 2,175円</p> <p>6年目から 手当の支給はなくなります</p> <p>◎受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当の全額が支給停止になる場合があります。</p>	
豊田市ひとり親家庭等支援手当	<p>市内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童を監護・養育している方に支給されます。</p> <p>《要件》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が一定の障がいにある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 ⑥ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦ 婚姻しないで生まれた児童 ⑧ その他上記に準ずる状態にある者で市長が認めたもの（DV保護命令等） <p>※※一定の障がいとは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆身体障がい者手帳 1～3級 ◆精神障がい者手帳 1～2級 ◆療育手帳A又はB判定 など 	<p>児童1人 3,000円</p> <p>（両親死亡の場合は月額 4,500円）</p> <p>◎受給者の所得が一定額以上ある場合は、手当の全額が支給停止になる場合があります。</p> <p>※扶養義務者、配偶者の所得制限なし</p>	
母子父子家庭医療費助成	<p>ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を公費で負担しています。</p> <p>対象者となるのは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 母子家庭又は父子家庭のうち18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童を扶養している父母等とその児童 ② 父母のいない18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童 	<p>保険診療分の自己負担全額を助成（無料化）</p> <p>※障がい要件のみ配偶者の所得制限あり</p>	

次のような場合、手当の支給要件に該当しません。

- ・ 婚姻した、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係がある（同居している等）
- ・ 異性と別居していても異性の訪問があり、かつ生活の援助を受けている（家賃、食事代、日用品の購入等）
- ・ 離婚の翌年以降、父と児童または母と児童が元配偶者の扶養親族の取扱いを受けている（税法上の扶養及び保険の扶養について）
- ・ 現在扶養している児童が児童福祉施設等に入った（通園施設は除く）、里親に委託されている
- ・ 児童を監護しなくなった（面倒をみなくなった、扶養しなくなった、児童が婚姻した、児童が出国した等）

児童扶養手当法第29条に基づき、受給資格の有無及び手当の額の決定のために、必要な書類の提出を求めたり、口頭による質問や現地調査をさせていただきますのでご了承ください。

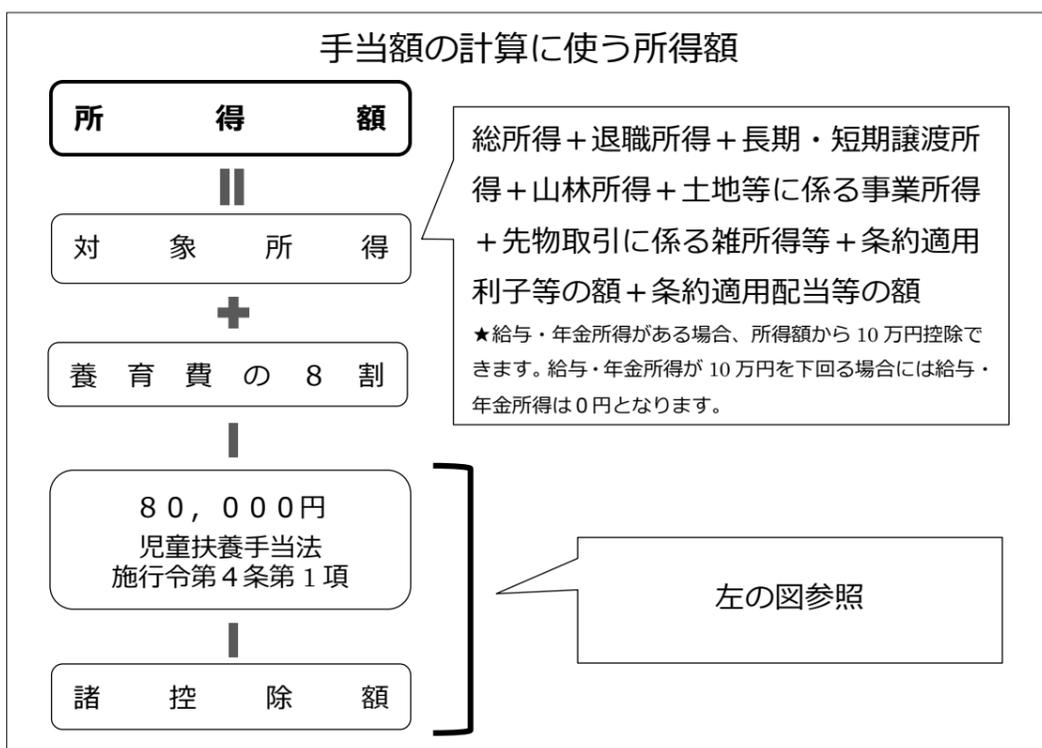
また、偽りその他不正な手段により手当を受けた人は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

《所得制限額表》 前年の所得及び養育費（1月から9月申請の場合は前々年）により、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当額が決まります。

税法上の 扶養親族 等の数	児童扶養手当			愛知県遺児手当		豊田市ひとり親手当	母子父子医療
	受給者		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者	受給者	扶養義務者・配偶者	受給者	受給者
	全部支給	一部支給					
0人	690,000 (1,420,000)	2,080,000 (3,343,000)	2,360,000 (3,725,000)	2,080,000 (3,343,000)	2,360,000 (3,725,000)	2,360,000 (3,725,000)	2,080,000 (3,343,000)
1人	1,070,000 (1,900,000)	2,460,000 (3,850,000)	2,740,000 (4,200,000)	2,460,000 (3,850,000)	2,740,000 (4,200,000)	2,740,000 (4,200,000)	2,460,000 (3,850,000)
2人	1,450,000 (2,443,000)	2,840,000 (4,325,000)	3,120,000 (4,675,000)	2,840,000 (4,325,000)	3,120,000 (4,675,000)	3,120,000 (4,675,000)	2,840,000 (4,325,000)
3人	1,830,000 (2,986,000)	3,220,000 (4,800,000)	3,500,000 (5,150,000)	3,220,000 (4,800,000)	3,500,000 (5,150,000)	3,500,000 (5,150,000)	3,220,000 (4,800,000)
4人	2,210,000 (3,529,000)	3,600,000 (5,275,000)	3,880,000 (5,625,000)	3,600,000 (5,275,000)	3,880,000 (5,625,000)	3,880,000 (5,625,000)	3,600,000 (5,275,000)
5人以上	※1人増すごとに38万円加算			※左と同じ		※左と同じ	※左と同じ
加算額	◆同一生計配偶者(70才以上の者に限る) 10万円 ◆老人扶養親族 1人 10万円 ◆特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 1人 15万円		扶養人数が2人以上の場合 ◎老人扶養 1人 6万 (老人扶養親族のみの場合は2人目より6万円を加算)	左記◆と同じ	左記◎と同じ	左記◎と同じ (扶養義務者、配偶者の所得制限なし)	左記◆と同じ (障がい要件のみ配偶者の所得制限あり)
養育費	8割を所得に加算			8割を所得に加算			8割を所得に加算

所得制限額表の上段金額が所得額、()内の金額は参考給与収入額です。

諸控除	児童扶養手当 愛知県遺児手当 母子父子医療	豊田市 ひとり親等支援手当
一般障がい		27万円
特別障がい		40万円
寡婦	養育者、扶養義務者、配偶者のみ 27万円	27万円
ひとり親	養育者、扶養義務者、配偶者のみ 35万円	35万円
勤労学生		27万円
雑・損		控除相当額
医療費		控除相当額
小規模企業等		控除相当額
配偶者特別		控除相当額
公共用地取得に伴う土地代金等の控除		特別控除相当額
児童扶養手当法 施行令第4条第1項		8万円



《必要な手続き》

- 1 手当を受けるためには、下記の窓口で認定請求の手続きをしてください。代理人での申請や郵送による申請はできません。

市役所おやこ応援課 TEL 34-6966 旭支所 TEL 68-2211 足助支所 TEL 62-0600 稲武支所 TEL 82-2511
小原支所 TEL 65-2001 下山支所 TEL 90-4411 藤岡支所 TEL 76-2103
- 2 現況届（更新手続き）

受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に、現況届等を提出することになります。7月下旬に案内文書を送付しますので、期限までに必要書類を添えて届け出てください。受給者又は扶養義務者の所得超過により、支給が停止されている方も届出が必要です。なお、この届出がない場合は、引き続き手当を受給することができなくなりますので、期限内に必ず手続きをしてください。
- 3 変更

次の場合は変更届の手続きが必要です。

 - 受給者又は児童が住所や氏名を変更した場合
 - 受給者の氏名変更に伴い、口座名義が変更になる場合
 - 支払金融機関を変更する場合
 - 所得制限を超過している扶養義務者と同居又は別居した場合
- 4 喪失

次の場合は喪失届の手続きが必要です。

 - 婚姻（事実婚状態※を含む）
 - 受給者又は児童が年金給付の対象となった（愛知県遺児手当のみ）
 - 児童が福祉施設等に入った
 - 児童を監護しなくなった（面倒をみなくなった、扶養しなくなった、児童が婚姻した等）

※ 事実婚状態とは、異性との同居、異性の訪問があり、生活の援助を受けている場合、受給者又は児童が異性の税法上及び保険の扶養親族として取扱いを受けている場合等のこと。
- 5 その他

次の場合、おやこ応援課での手続き及び受給資格の確認が必要となります。早めにご相談ください。

 - 受給者又は同居の扶養義務者に所得の変更がある場合
 - 受給者又は児童が海外へ出国する場合
 - 妊娠した（障がい要件での受給者は除きます。）
 - 受給者又は児童が公的年金の給付の対象となった場合、年金額や年金等級が変更となった場合（児童扶養手当のみ）